

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
人が行き交いふれあう那須高原のまちづくり

2 地域再生計画の作成主体の名称
栃木県、栃木県那須郡那須町

3 地域再生計画の区域
栃木県那須郡那須町の全域

4 地域再生計画の目標

那須町は栃木県の北部に位置し、東京まで 170 k m、県庁所在地の宇都宮市まで 60 km の距離にあり、面積 372 km² を有する広大な地域である。

また、多くの人々に親しまれている観光地「那須」を有し、那須温泉郷を核とする観光業と豊かな自然を活かした農林業を基幹産業として振興を図っている。観光の中心は那須高原地域であるが、「もうひとつの那須」として期待される東部地域においても芭蕉の足跡や東山道（義経街道）、宿場町の街並みなど地域で受け継がれてきた自然や文化財産にふれるエコミュージアム（地域まるごと風土博物館）の資質を豊富に有している。

しかし、那須高原地域を中心に現在、年間約 480 万人の観光客を受け入れているが、道路ネットワークの弱さから観光シーズンには交通渋滞が頻発することや、東部地域との周遊観光にも支障があること等の課題がある。

また東部地域は、本町の林業の中心になっているが、造林適地の減少、林業の低迷や後継者不足などにより、森林機能が十分に発揮されていないことが課題である。

このことから、豊富な地域資源を有効活用し、観光の核である那須温泉や那須高原地域と町内地域が有機的に結びついた「人が行き交いふれあう那須高原のまちづくり」をテーマとし、地域の再生を図ることとする。

具体的な施策としては、那須高原友愛の森の整備等を行うとともに、観光周遊シャトルバスの運行や体験プログラムの作成・広報等を行い、観光客の増加を促すシステムの構築を図る。また、那須高原地域へのアクセス道路として那須高原スマート I C（東北縦貫自動車道）を整備し、観光シーズンの渋滞緩和及び観光客数の増加を図る。併せて町道改良の整備により、那須高原地域から観光客を東部地域に周遊させ、東部地域の活性化と地域間連携を図り、また林道開設事業により森林整備の効率化と集落間の新たな連携を図ることなどにより「人が行き交いふれあう那須高原のまちづくり」を実現する。

（目標 1）観光客入込者数の増加

（那須高原地域の観光客入込数 約 464 万人 486 万人に増加）

(東部地域の観光客入込数 約 17 万人 20 万人に増加)

(目標 2) 利用区域内における森林整備を 10% 整備

(目標 3) 交通渋滞時の拠点間 (那須塩原市 ~ 町内の工業地域 ~ 東北縦貫自動車道那須 IC) の連絡時間を 5 分短縮

町内各地域と救急医療機関の連絡時間を 2 分短縮

(目標 4) 観光シーズン中の交通渋滞時 (東北縦貫自動車道那須 IC ~ 那須高原地域) の渋滞延長を 1 割減少することにより、観光客の移動時間を短縮し、観光時間を 20% 増加

5 目標を達成するために行う事業

(5 - 1) 全体の概要

那須高原地域における渋滞緩和を図るため、町道山梨子・茗ヶ沢線と那須高原スマート IC (東北縦貫自動車道) の接続道路である町道迹室・田島線、町道小島・千振線及び町道田島線の整備を行う。また、町道池田・高久駅線及び町道芦ノ又・赤坂線を整備することにより、観光の拠点である那須高原地域から東部地域へ観光客を誘導し、東部地域の活性化を促進するとともに、広域的な地域間連携と効率的な道路ネットワークを構築する。

林道沢口・豆沢線の森林利用区域内は、人口林率が 78% と県内平均の 55% を大きく上回る森林となっており、間伐の遅れている区域を解消し、林業の振興と森林の多面的な機能の増進を図る。またこの林道は、国道 294 号と町道寄居・豆沢線を結び、交通の基盤整備が促進され、地域間の交流が深まり、活力あるまちづくりを形成するために必要性が高いものとなる。

また、まちづくり交付金による那須高原友愛の森整備及び観光周遊シャトルバスの運行等を行い、観光客の増加を促すシステムの構築を図る。

(5 - 2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 19 日に認定済み
- ・林道：森林法による那珂川地域森林計画 (平成 17 年樹立) に路線を記載

〔施設の種類 (事業区域)、事業主体〕

- ・町道 (那須町) 栃木県那須郡那須町
- ・林道 (那須町) 栃木県

〔事業期間〕

- ・町道 (平成 18 ~ 22 年度)、林道 (平成 19 ~ 22 年度)

〔整備量及び事業費〕

- ・町道 4.82 km、林道 3.80 km

- ・総事業費 1,602,000 千円（うち交付金 801,000 千円）
（内訳）町道 1,052,000 千円（うち交付金 526,000 千円）
林道 550,000 千円（うち交付金 275,000 千円）

（ 5 - 3 ）その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、以下の事業を併せて実施する。

まちづくり交付金を活用し、那須高原友愛の森の整備や地場製品の P R 等、観光客の増加を促すシステムの構築を図る。

観光周遊シャトルバスを運行し、観光スポットを周遊させる。

那須高原体験プログラムの整備により、体験型観光の推進を図る。

「九尾まつり^{きゅうび}」を開催し、那須の「九尾の狐伝説」にちなんだイベント等を行い、観光客の集客を図る。

主要地方道那須高原線（通称「那須街道」）の景観保全のため、那須街道景観保全対策協議会を設置し、屋外広告物の指導を行っている。

6 計画期間

平成 18 年度～平成 22 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

那須郡那須町が、4 に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし